

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月21日

【会社名】 スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
(Svenska Handelsbanken AB (publ))

【代表者の役職氏名】 ベント・エドホルム
(Bengt Edholm)
シニア・ヴァイス・プレジデント
(Senior Vice President)
トーマス・オーマン
(Thomas Åhman)
シニア・ヴァイス・プレジデント
(Senior Vice President)

【本店の所在の場所】 スウェーデン王国 SE-106 70 ストックホルム クングストラッド
ゴードシュガータン 2
(Kungsträdgårdsgatan 2, SE-106 70 Stockholm, Sweden)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 多賀 大輔

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1181

【事務連絡者氏名】 弁護士 甲立 亮
弁護士 岡田 加奈子
弁護士 乙黒 亮祐

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1192

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
第1回円貨社債(2013)：50億円(予定)
スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
第2回円貨社債(2013)：50億円(予定)
スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
第1回変動利付円貨社債(2013)：50億円(予定)
スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト
第2回変動利付円貨社債(2013)：50億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月10日付にて提出した有価証券届出書の記載事項のうち、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)の募集の取止め、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)及びスウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)の利率に関する仮条件提示、また申込期間及び払込期日の確定に伴い、これらに関連する事項を下記のとおり訂正するため本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 社債(短期社債を除く。)の募集
- 2 新規発行による手取金の使途
- (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

【表紙】

(訂正前)

(前略)

【届出の対象とした募集金額】

スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)：50億円(予定)

スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)：50億円(予定)

スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)：50億円(予定)

スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)：50億円(予定)

スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)：50億円(予定)

(後略)

(訂正後)

(前略)

【届出の対象とした募集金額】 スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)：50億円(予定)

スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)：50億円(予定)

スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)：50億円(予定)

スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)：50億円(予定)

(後略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

(訂正前)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)>

(中略)

銘柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債 (2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(注3)
利払日	毎年1月4日および 7月4日(注4)	償還期限	2016年7月4日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月26日(注6)	払込期日	2013年7月4日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総 額は、発行会社と 共同主幹事会社 との間で2013年 6月26日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い共同主幹事 会社により連帯 して買取引受け され、一般に募集 される。左記以外 の元引受の条件 は未定であるが、 本社債の条件決 定日に、発行条件 とともに決定さ れる予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人間の2013年6月26日付(予定)の財務代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

本社債の利息は2013年7月5日(その日を含む。)から2016年7月4日(その日を含む。)(ただし、本「利息支払の方法」第4段落に従う。)までこれを付し、毎年1月4日および7月4日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を後払いする。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

(中略)

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されない限り、2016年7月4日に本社債の金額の100%で償

還される。

(中略)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)>

(中略)

銘柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債 (2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(注3)
利払日	毎年1月4日および 7月4日(注4)	償還期限	2018年7月4日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月26日(注6)	払込期日	2013年7月4日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は、	本社債の発行総 額は、発行会社と 共同主幹事会社 との間で2013年 6月26日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い共同主幹事 会社により連帯 して買取引受け され、一般に募集 される。左記以外 の元引受の条件 は未定であるが、 本社債の条件決 定日に、発行条件 とともに決定さ れる予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人間の2013年6月26日付(予定)の財務代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

本社債の利息は2013年7月5日(その日を含む。)から2018年7月4日(その日を含む。)(ただし、本「利息支払の方法」第4段落に従う。)までこれを付し、毎年1月4日および7月4日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を後払いする。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

(中略)

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されない限り、2018年7月4日に本社債の金額の100%で償

還される。

(中略)

<スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)>

以下は、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)(以下「本社債」という。)について記載されており、「本社債権者」とは、本社債の社債権者を指す。

本<スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)>における本社債の未定事項または予定事項は2013年6月下旬頃に決定される予定である。

銘 柄	スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債 (2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(注3)
利払日	毎年1月4日および 7月4日(注4)	償還期限	2023年7月4日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月26日(注6)	払込期日	2013年7月4日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構(下記「振替機関」において定義される。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程ならびにその他の規則およびガイドライン(以下総称して「保振機構業務規程等」という。))に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「保振機構」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 保振機構には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債の要項(以下「社債の要項」という。)に基づいて行うべき、または本社債に関する一切の公告は、日本の官報(もし可能であれば)ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上にそれぞれ1回これを行う。かかる公告は、上記による掲載日(または2回以上もしくは異なる日に掲載される場合は最初の掲載日)になされたものとみなされる。各本社債権者に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人(下記「財務代理人とその職務」に定義される。)がこれを行うものとする。

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は <u>ない</u> 。	本社債の発行総 額は、発行会社と 共同主幹事会社 との間で2013年 6月26日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い共同主幹事 会社により連帯 して買取引受け され、一般に募集 される。左記以外 の元引受の条件 は未定であるが、 本社債の条件決 定日に、発行条件 とともに決定さ れる予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

財務代理人とその職務

本社債について、社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人間の2013年6月26日付(予定)の財務代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる義務も負わず、ま

た、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は随時、財務代理人の任命を変更または終了することができる。ただし、後任の財務代理人、発行代理人および支払代理人が有効に任命されるまで(ただし、かかる後任の財務代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、財務代理人の任命は継続する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人、発行代理人および支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、退任する財務代理人の地位を承継し、退任する財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定める、退任する財務代理人の義務を履行し職務を行う。

保振機構が発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合には、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人、発行代理人および支払代理人を選任し(ただし、かかる後任の財務代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、その旨を本社債権者に対して公告する。

利息支払の方法

本社債の利息は2013年7月5日(その日を含む。)から2023年7月4日(その日を含む。)(ただし、本「利息支払の方法」第4段落に従う。)までこれを付し、毎年1月4日および7月4日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を後払いする。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に支払われる利息の総額は、保振機構業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日(その日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の未返済元金額について償還期日(その日を含まない。)からかかる本社債の償還が実際に行われた日(その日を含む。)までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)> - 利率」に定める利率による利息が日本円で支払われる。ただし、その期間は、(保振機構業務規程等における支払代理人の資格において行為する)財務代理人(以下「支払代理人」という。)が、自己が受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している関連する機構加入者(以下「機構加入者」という。)に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従い最終の公告を行った日以後14日を超えない。

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されない限り、2023年7月4日に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

スウェーデン王国の法律もしくは同国におけるもしくは同国の課税当局の規則に係る実際のもしくは予定される変更もしくは改正またはかかる法律もしくは規則の適用に係る当該変更もしくは改正(ただし、当該変更もしくは改正は発行日以降に効力を生じるものに限る。)の結果、発行会社が本社債に係る次の利払日において追加額(下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」において定義される。)の支払義務を負うことになる場合、発行会社はその選択により本「償還の方法 - (2)」の下から2番目の段落に基づく償還に関する事前の公告を本社債権者に対して行うことにより、本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で、償還期日(その日を含む。)までの一切の経過利息を付して、いつでも償還することができる。ただし、かかる公告は、本社債に関して支払期限が到来したと仮定すれば発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から90日よりも前に行うことはできない。

発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づいてかかる追加額の支払義務を負担するものスウェーデン王国の法律または同国におけるもしくは同国の課税当局の規則により当該追加額の全部または一部の支払を禁じられる場合、発行会社は本「償還の方法 - (2)」の下から2番目の段落に基づく償還に関する事前の公告を本社債権者に対して行うことにより、実務上可能な限り速やかに(ただし、(i)発行会社に追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生日または(ii)当該法律または規則が施行される日のいずれか遅い方から60日以内とする。)、本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%で、償還期日(その日を含む。)までの一切の経過利息を付して償還しなければならない(ただし、かかる法律または規則に従う。)

本「償還の方法 - (2)」に従い償還に関する公告を本社債権者に対して行うに先立ち、発行会社は財務代理人に対して、(i)当該追加額の支払義務の発生および(義務的償還の場合は)スウェーデン王国の法律または同国におけるもしくは同国の課税当局の規則による当該支払の禁止を示す合理的な範囲で詳細な事実、(ii)(発行会社の償還権選択の場合は)かかる償還の実施の選択に係る発行会社の決定ならびに(iii)償還予定期日を記載した、発行会社の適法に授權された役員が署名した証明書と共に、前2段落に規定する変更または改正の結果、発行会社が当該追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、および(義務的償還の場合)当該支払の全部または一部がかかる法律または規則により禁止されることになることを記載した定評ある独立の法律顧問による法律意見書を添付して提出しなければならない。かかる証明書および法律意見書は英文で作成されるものとする。

直前の段落に基づいて提供される証明書および法律意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ本社債の償還期日から1年を経過するまで財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

発行会社は本「償還の方法 - (2)」に従って行われる償還について財務代理人に対して償還予定期日の少なくとも30日前までにその通知を行い、財務代理人は発行会社に代わってかかる償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に対して償還に関する公告をするものとする。なお、当該償還予定期日は営業日(下記「摘要 - 3 支払い - (ロ)」において定義される。)でなければならず、また財務代理人に対するかかる通知および発行会社に代わって財務代理人により行われる本社債権者に対する公告は取消不能とする。

本「償還の方法 - (2)」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする(ただし、上記に別段の定めがある場合を除く。)

(3) 買入消却

発行会社またはその子会社は、適用ある法律に別段の定めがある場合を除き、また保振機構業務規程等の規定に従って、公開市場または相対取引により任意の価格で本社債を随時買入れることができ、そのように買入れた本社債はすべて直ちに消却するものとし、転売または再発行することはできない。ただし、発行会社またはその子会社が買入れた本社債であって、可能性のある爾後の取引のための保有を決定するものおよび発行会社またはその子会社が証券ディーラーとして、または実質保有者以外のその他の資格で行う通常業務の

一環として買入れた本社債についてはこの限りでない、また買入れが入札により実施されるときは、すべての本社債権者に同様にその機会を与えるものとする。

担 保

本社債はいかなる物上担保によっても担保されない。

本社債の地位

本社債は、発行会社の無条件かつ無担保の債務であり、その相互の間において優先劣後せず同順位であり、また預金債務を含む発行会社の一切の他の無担保債務(劣後債務およびスウェーデン法により優先弁済が認められた債務を除く。)と弁済に関して同順位である。

財務上の特約

(1) 担保提供制限

担保提供制限条項は規定されていない。

(2) その他の条項

該当事項なし

社債権者集会

(1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で社債権者集会の議題である本社債権者の利害に関連する事項を記載した書面により社債権者集会の開催を、発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求する場合(ただし、当該本社債権者の書面請求には保有証明書(下記「摘要 - 2 債務不履行事由」に定義される。)を添付するものとする。)、または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。ただし、社債の要項の修正については、本社債に基づく本社債権者の権利の放棄を除き、発行会社の同意を必要とする。

社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社に代わって当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、発行会社は発行会社に代わって財務代理人が社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定める規則および手続に従って、書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する(その時点で未償還の)本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、かかる保有証明書を(場合に応じて)保振機構または当該本社債権者の関連する口座管理機関(下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義される。)に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者(以下「議決権者」という。)が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議(以下に定義される。)を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払の猶予、債務不履行によって生じた責任の免除または和解(下記(b)に記載の事項を除く。)
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者(ただし、かかる代表者は各々その時点で未償還の本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。)(以下「代表本社債権者」という。)または社債権者集会の決議により指名および授權されることのある社債権者集会の決議を執行する者(以下「決議執行者」という。)の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
- (d) 本要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項
「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。
社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。
- (4) 本「社債権者集会」に従って行われた決議は、すべての本社債権者に対し、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法が認める限度において拘束力を有し、その執行は代表本社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

準拠法及び管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに合意する。発行会社は、かかる訴訟またはその他の裁判手続について下された最終判決または決定は確定的であることに合意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の法的またはその他の訴訟行為につき、訴状または一切の司法もしくはその他裁判上の書類の送達を受ける発行会社の権限ある代理人として日本国東京都に所在する弁護士である多賀大輔氏を指名し、当該訴状または一切の司法もしくはその他裁判上の書類の送達を受けるべき場所として現在日本国〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワーに所在のアンダーソン・毛利・友常法律事務所のその時々所在地を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為(あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。)をなすことに合意する。いずれかの時点でかかる代理人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある代理人として行為することが不可能な場合、直前の文に定められた発行会社の義務はかかる事由の発生後も引続き有効とし、発行会

社は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限ある代理人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の代理人を指名したことを速やかに通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。

本「準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本社債権者が、発行会社に対し、適用ある法律に基づいていずれかの管轄裁判所に訴訟またはその他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状または一切の司法もしくはその他裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

日本において得られた判決のスウェーデンにおける効力については、下記「第二部 - 第1 本国における法制等の概要 - 日本において得られた判決の効力」を参照のこと。

摘要

1 信用格付

(イ) 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付はない。

(ロ) その他の信用格付

発行会社は、本社債について、格付の付与を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）およびスタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）に依頼する予定であり、本社債の条件決定後にかかる格付けを取得できる予定である。

発行会社は、ムーディーズからAa3（安定的）の長期発行体格付を、また、S&PからAA-（ネガティブ）の長期発行体格付をそれぞれ付与されており、本書提出日現在、かかる長期発行体格付に変更はない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない（かかる業者を、以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督および金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金商法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）を有している。ムーディーズおよびS&Pが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および(ii)スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2 債務不履行事由

以下に掲げる事由の発生および継続は債務不履行事由（以下「債務不履行事由」という。）を構成する。

(a) 支払期限の到来にもかかわらず、本社債のいずれかに関して発行会社による元金または利息の支払の不履行が7日（元金の場合）または30日（利息の場合）間生じる場合。

- (b) 本社債に基づく発行会社を拘束するいずれかの義務、条件または規定(本社債に係る元利金の支払義務以外のもの)の履行または遵守について発行会社による不履行があり、かつ、当該不履行が治癒可能でないときを除き、いずれかの本社債権者による発行会社に対するその旨の書面による通知(当該通知には、保振機構または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書(以下「保有証明書」という。)を添付しなければならない。)が財務代理人の本店において行われた後当該不履行が30日間継続する場合。
- (c) 発行会社について管轄権を有するスウェーデン王国の政府機関もしくは監督当局が発行会社もしくはその財産の全部もしくは実質的に全部に関わる支払不能、破産、再生、負債整理、資産・負債の順位決定もしくは類似の債務整理における管理人もしくは清算人の任命もしくはその事業の解散もしくは清算に係る手続を開始し、またはスウェーデン王国の裁判所が発行会社もしくはその財産の全部もしくは実質的に全部に関わる支払不能、破産、再生、負債整理、資産・負債の順位決定もしくは類似の債務整理における管理人もしくは清算人の任命もしくはその事業の解散もしくは清算に係る判決もしくは命令を下し、かつ、かかる手続、判決または命令が60日間、取消されず、または解除もしくは中止されることなく効力を有する場合。
- (d) 発行会社が支払不能に係る法を利用する申立てを行う場合、またはその債務弁済を任意に停止する場合。
- (e) 発行会社がその事業の全部または実質的に全部の遂行を止める場合、または止めるおそれがある場合(ただし、特別決議により事前に承認された再構築、吸収合併もしくは新設合併の目的のためにまたはこれらを受けて行われるときを除く。)

債務不履行事由が1つ以上発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人の本店において、当該債務不履行事由を特定した発行会社に対する書面による通知(当該書面通知は、保有証明書を添付しなければならず、受領時に効力を生じる。)をすることにより、当該本社債権者が保有する本社債および当該本社債に対してその時まで発生するすべての経過利息について直ちに期限の利益の喪失を宣言することができ、それにより、発行会社に代わって財務代理人がかかる通知を受領する前にすべての債務不履行事由が治癒されていない限り、当該本社債は、呈示、催告、拒絶証書その他いかなる通知も必要とすることなく、その金額の100%でこれに対するすべての経過利息(もしあれば)とともに直ちに支払われるものとする。

もし(i)上記(b)から(e)に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または(ii)時の経過もしくは通知の送付もしくはその双方により当該事由のいずれかとなる事態が存在する場合、発行会社は、直ちに(ただし、上記(ii)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに)、かかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して公告する。また、もし上記(a)に掲げる事由または時の経過によりかかる事由となる事態が発生し継続している場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、かつ財務代理人は発行会社に代わって本社債権者に対して公告する。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払は、支払代理人により、振替法および保振機構業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、当該本社債権者が機構加入者である場合は直接、またそれ以外の場合には、当該本社債権者が本社債を記録させるために口座を開設した関連する口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)を通じて、行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払に必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が営業日でない場合、本社債権者は翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払を受ける権利を有せず、またかかる支払の繰延べに伴う追加利息またはその他の追

加支払を受ける権利も有しない。本「1 社債 (短期社債を除く。) の募集 - <スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)>」において、「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

(ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後、実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対して金額受領の旨および支払方法ならびに支払日の公告を行う。かかる受領の時点でかかる支払方法もしくは支払日 (またはその双方) を決定することができない場合、財務代理人は本社債権者に対してかかる金額受領の旨ならびに決定された範囲内にかかる支払方法および / または支払日の公告を本社債権者に対して行い、後日、その決定後速やかに、かかる支払方法および / または支払日について、本社債権者に対して公告を行う。当該公告に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

4 税制上の理由による追加の支払い

(イ) 発行会社による本社債に係る元金金の一切の支払は、スウェーデン王国によりもしくは同国のために、または同国のもしくは同国における課税当局によりもしくはそのために賦課または徴収される現在または将来の租税または賦課金 (性質の如何を問わない。) のための源泉徴収または控除を行うことなく支払われるものとする。ただし、かかる租税または賦課金の源泉徴収または控除が法律により要求される場合はこの限りでない。その場合、発行会社は、当該源泉徴収または控除後に本社債権者が受領し得る純額が、当該源泉徴収または控除がなければ本社債に関して受領し得たであろう元金または利息の各金額と等しくなるために必要な追加額 (以下「追加額」という。) を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下に定めるいずれの本社債に関しても支払われない。

(a) 単に当該本社債を保有していること以外にスウェーデン王国と何らかの関連を有していることを理由として当該本社債に関して当該租税もしくは賦課金の支払義務を負う本社債権者によりまたはかかる本社債権者のために保有されているもの

(b) (本社債券 (下記「摘要 - 5 本社債券の不発行」に定義される。) が発行される場合に限り) その券面が関連日 (以下に定義される。) の後30日を経過して支払呈示がなされるもの (ただし、かかる本社債の保有者が当該30日目の日以前にこれを支払呈示したとすると追加額の支払を受ける権利を有していた場合はこの限りでない。)

(c) 国籍もしくは住所またはスウェーデン王国との関係に係る証明、確認またはその他報告要件を遵守していればかかる源泉徴収または控除が課されない本社債権者によりまたはそのために保有されるもの (ただし、本(c)に規定する発行会社の追加額支払い義務の限定は、当該要件の遵守手続が保振機構業務規程等に従い実施されていない場合には適用されない。)

本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」において、「関連日」とは、当該支払の期限が最初に到来する日、または支払われるべき金銭の全額が当該支払期日以前に財務代理人により受領されていない場合には、当該金銭の全額が財務代理人により受領され、かつ上記「摘要 - 3 支払い - (ハ)」に従って最終の公告が財務代理人によりなされる日をいう。

(ロ) 本「1 社債 (短期社債を除く。) の募集 - <スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)>」において元金または利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づく手続に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

5 本社債券の不発行

本社債の社債券 (以下「本社債券」という。) は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできな

い。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払の方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他のすべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従うものとする。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合には、当該日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行が優先するものとする。

本社債券の当初発行に要する一切の費用は、これを発行会社の負担とする。

6 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

8 通貨の補償

本社債の元金もしくは利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払を命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に関連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も当該本社債権者が日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対し、(i) かかる判決もしくは命令（またはその一部）の目的上日本円金額が日本円以外の通貨で表示されている金額に換算された（または換算されたものとみなされた）日と (ii) かかる判決もしくは命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律が認める限度において、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有するものとする。

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ピー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>

(中略)

銘 柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ピー・プブリクト 第1回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(注3)
利払日	毎年1月4日、4月4日、 7月4日および 10月4日(注4)	償還期限	2016年7月4日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし

申込期間	2013年6月26日 (注6)	払込期日	2013年7月4日 (注7)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総 額は、発行会社と 共同主幹事会社 との間で2013年 6月26日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い共同主幹事 会社により連帯 して買取引受け され、一般に募集 される。左記以外 の元引受の条件 は未定であるが、 本社債の条件決 定日に、発行条件 とともに決定さ れる予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合計		5,000(予定)	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人間の2013年6月26日付(予定)の財務代理・利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

(1) (i) 本社債の利息は2013年7月4日(その日を含む。)から2016年7月4日(その日を含まない。)までこれを付し、2013年10月4日を初回として、その後毎年1月4日、4月4日、7月4日および10月4日の4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、「利息期間」とは、2013年7月4日(その日を含む。)から第1回目の利払日(その日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間をいう。

(ii) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(イ) 利率基準日(以下に定義される。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2ロンドン営業日(以下に定義される。)前の日(または最初の利息期間については、2013年7月2日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。

(中略)

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されない限り、2016年7月4日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものと

する (ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)

(中略)

<スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>

(中略)

銘柄	スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト 第2回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円 (予定) (注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円 (予定) (注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率 (%)	(未定) (注3)
利払日	毎年1月4日、4月4日、 7月4日および 10月4日 (注4)	償還期限	2018年7月4日 (注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月26日 (注6)	払込期日	2013年7月4日 (注7)
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2013年6月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総 額は、発行会社と 共同主幹事会社 との間で2013年 6月26日(予 定)に調印され る元引受契約に 従い共同主幹事 会社により連帯 して買取引受け され、一般に募集 される。左記以外 の元引受の条件 は未定であるが、 本社債の条件決 定日に、発行条件 とともに決定さ れる予定である。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人間の2013年6月26日付(予定)の財務代理・利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

(1) (i) 本社債の利息は2013年7月4日(その日を含む。)から2018年7月4日(その日を含まない。)までこれを付し、2013年10月4日を初回として、その後毎年1月4日、4月4日、7月4日および10月4日の4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営

業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

本「1社債(短期社債を除く。)の募集-<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、「利息期間」とは、2013年7月4日(その日を含む。)から第1回目の利払日(その日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間をいう。

(ii) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(イ) 利率基準日(以下に定義される。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2ロンドン営業日(以下に定義される。)前の日(または最初の利息期間については、2013年7月2日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。

(中略)

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されない限り、2018年7月4日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする(ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)

(後略)

(訂正後)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)>

(中略)

銘柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定) (年0.10%~1.10%を 仮条件とする。) (注3)

利払日	毎年1月5日および 7月5日	償還期限	2016年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注) (注4)、(注5)、(注6)および(注7)を全文削除しております。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額はなし。	本社債の発行総 額は、発行会社と 共同主幹事会社 との間で2013年 6月27日に調印 される元引受契 約に従い共同主 幹事会社により 連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。左記 以外の元引受の 条件は未定であ るが、本社債の条 件決定日に、発行 条件とともに決 定される予定で ある。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合計		5,000 (予定)	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人間の2013年6月27日付の財務代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

本社債の利息は2013年7月6日(その日を含む。)から2016年7月5日(その日を含む。)(ただし、本「利息支払の方法」第4段落に従う。)までこれを付し、毎年1月5日および7月5日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を後払いする。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

(中略)

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されない限り、2016年7月5日に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ピー・プブリクト第2回円貨社債(2013)>

(中略)

銘柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ピー・プブリクト第2回円貨社債 (2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定) (年0.20%~1.20%を 仮条件とする。) (注3)
利払日	毎年1月5日および 7月5日	償還期限	2018年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし

申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注)(注4)、(注5)、(注6)および(注7)を全文削除しております。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総 額は、発行会社と 共同主幹事会社 との間で2013年 6月27日に調印 される元引受契 約に従い共同主 幹事会社により 連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。左記 以外の元引受の 条件は未定であ るが、本社債の条 件決定日に、発行 条件とともに決 定される予定で ある。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社

三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人間の2013年6月27日付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

（中略）

利息支払の方法

本社債の利息は2013年7月6日（その日を含む。）から2018年7月5日（その日を含む。）（ただし、本「利息支払の方法」第4段落に従う。）までこれを付し、毎年1月5日および7月5日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を後払いする。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

（中略）

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されない限り、2018年7月5日に本社債の金額の100%で償還される。

（中略）

（注）<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)>に関する情報を全文削除しております。

<スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>

（中略）

銘 柄	スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト 第1回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）(注2)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートに年率0.10%~0.60%を加えた利率を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年1月5日、4月5日、7月5日および10月5日	償還期限	2016年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注)(注4)、(注5)、(注6)および(注7)を全文削除しております。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は、	本社債の発行総 額は、発行会社と 共同主幹事会社 との間で2013年 6月27日に調印 される元引受契 約に従い共同主 幹事会社により 連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。左記 以外の元引受の 条件は未定であ るが、本社債の条 件決定日に、発行 条件とともに決 定される予定で ある。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人間の2013年6月27日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

(1) (i) 本社債の利息は2013年7月5日(その日を含む。)から2016年7月5日(その日を含まない。)までこれを付し、2013年10月5日を初回として、その後毎年1月5日、4月5日、7月5日および10月5日の4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営

業 (外国為替および外貨預金取引を含む。) を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

本「1 社債 (短期社債を除く。) の募集 - <スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)>」において、「利息期間」とは、2013年7月5日 (その日を含む。) から第1回目の利払日 (その日を含まない。) までの期間およびその後の各利払日 (その日を含む。) からその次の利払日 (その日を含まない。) までの期間をいう。

(ii) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率 (年率) (以下「適用利率」という。) により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(イ) 利率基準日 (以下に定義される。) の翌東京営業日 (以下「利率決定日」という。) の午前10時 (東京時間) までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2 ロンドン営業日 (以下に定義される。) 前の日 (または最初の利息期間については、2013年7月3日) (それぞれの日を、以下「利率基準日」という。) の午前11時 (ロンドン時間) 現在のロイターLIBOR01頁 (以下に定義される。) に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率 (未定) % を加算した率とする。

(中略)

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されない限り、2016年7月5日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする (ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)

(中略)

<スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>

(中略)

銘 柄	スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト 第2回変動利付円貨社債(2013)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円 (予定) (注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円 (予定) (注2)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフアード・レートに年率0.15%~0.65%を加えた利率を仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年1月5日、4月5日、7月5日および10月5日	償還期限	2018年7月5日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2013年6月27日	払込期日	2013年7月5日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

(中略)

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(注)(注4)、(注5)、(注6)および(注7)を全文削除しております。

(中略)

引受人

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4番1号 日本橋一丁目ビルディング	共同主幹事会社 が連帯して本社 債の発行総額を 引受けるので、 個々の共同主幹 事会社の引受金 額は無い。	本社債の発行総 額は、発行会社と 共同主幹事会社 との間で2013年 6月27日に調印 される元引受契 約に従い共同主 幹事会社により 連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。左記 以外の元引受の 条件は未定であ るが、本社債の条 件決定日に、発行 条件とともに決 定される予定で ある。
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称 する。)	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
合 計		5,000 (予定)	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社および財務代理人間の2013年6月27日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)、振替法ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

(1) (i) 本社債の利息は2013年7月5日(その日を含む。)から2018年7月5日(その日を含まない。)までこれを付し、2013年10月5日を初回として、その後毎年1月5日、4月5日、7月5日および10月5日の4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義される。)についての利息を後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日(以下に定義される。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし(これによりかかる支払期日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により修正された支払期日(その日を含まない。)までの利息期間について支払われるものとする。本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スヴェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、「東京営業日」とは、銀行が日本国東京において営

業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日をいう。いずれかの利息期間またはその一部に係る利息は、かかる利息期間またはその該当部分中の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められた各利払の日を、以下「利払日」という。

本「1 社債(短期社債を除く。)の募集 - <スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)>」において、「利息期間」とは、2013年7月5日(その日を含む。)から第1回目の利払日(その日を含まない。)までの期間およびその後の各利払日(その日を含む。)からその次の利払日(その日を含まない。)までの期間をいう。

(ii) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率(年率)(以下「適用利率」という。)により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(イ) 利率基準日(以下に定義される。)の翌東京営業日(以下「利率決定日」という。)の午前10時(東京時間)までに、発行会社は、当該利息期間に関して、その利息期間の初日の2 ロンドン営業日(以下に定義される。)前の日(または最初の利息期間については、2013年7月3日)(それぞれの日を、以下「利率基準日」という。)の午前11時(ロンドン時間)現在のロイターLIBOR01頁(以下に定義される。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオフワード・レートを確認する。当該利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率(未定)%を加算した率とする。

(中略)

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されない限り、2018年7月5日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする(ただし、これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)

(後略)

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
250億円(予定)(注1)	未定(注2)	未定(注2)

(注1) スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第3回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)およびスウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ビー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)の合計金額である。かかる金額は2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(後略)

(訂正後)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
200億円(予定)(注1)	未定(注2)	未定(注2)

(注1) スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ピー・プブリクト第1回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ピー・プブリクト第2回円貨社債(2013)、スウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ピー・プブリクト第1回変動利付円貨社債(2013)およびスウェンスカ・ハンデルスバンケン・エイ・ピー・プブリクト第2回変動利付円貨社債(2013)の合計金額である。かかる金額は2013年6月下旬頃に決定される予定である。

(後略)